

平成 15 年度静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案の概要

| 頁 | 項 目 | 修 正 要 旨 |
|---|--|---|
| | 第1章 総 則 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 2 | 第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲 | |
| 3 | 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | |
| 5 | 4 消 防 機 関 | |
| 5 | 5 静 岡 県 | |
| 6 | 7 関係町（浜岡町、御前崎町、相良町、小笠町、大東町） | |
| 6 | 8 原子力事業者（中部電力株式会社） | |
| 7 | 第2章 原子力災害予防対策 | |
| 7 | 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 | |
| 7 | 1 協 議 | |
| 8 | 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 | |
| | 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1）県と関係機関相互の連携体制 （2）機動的な情報収集体制 | |

平成 15 年度静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案の概要

| 頁 | 項 目 | 修 正 要 旨 |
|----|------------------------------|--|
| 8 | 2 情報の分析整理 | 平成 16 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| | (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 | |
| 9 | (3) 防災対策上必要な資料 | |
| 10 | 3 通信手段の確保 | |
| | (1) 専用回線網の整備 | |
| | 第6節 災害応急体制の整備 | |
| | 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 | |
| | (3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制 | |
| 11 | 3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 | |
| | 4 防災関係機関相互の連携体制 | |
| 14 | 第7節 避難収容活動体制の整備 | |
| | 1 避難計画の作成 | |

平成 15 年度静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案の概要

| 頁 | 項 目 | 修 正 要 旨 |
|-----|--------------------------------------|---|
| 1 4 | 2 避難所等の整備 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 1 5 | (1) 避難所の整備 | |
| | (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・ 車両等の整備 | |
| | (3) コンクリート屋内退避体制の整備 | |
| | 3 災害弱者の避難誘導・移送体制等の整 備 | |
| | 4 住民等の避難状況の確認体制の整備 | |
| | 5 避難所・避難方法等の周知 | |
| 1 6 | 第 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護 資機材等の整備 | |
| | 1 救助・救急活動用資機材の整備 | |
| | 4 防災業務関係者の安全確保のための 資機材等の整備 | |
| 1 7 | 第 1 0 節 住民等への的確な情報伝達体 制の整備 | |
| | 第 1 1 節 原子力防災に関する住民等に対 する知識の普及と啓発 | |
| 1 8 | 第 1 3 節 防災訓練等の実施 | |
| | 2 訓練の実施 | |
| | (2) 国の計画に基づく訓練の実施 | |

平成 15 年度静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案の概要

| 頁 | 項 目 | 修 正 要 旨 |
|-----|--|---|
| 2 0 | 第3章 原子力災害応急対策 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 2 0 | 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制 及び通信の確保 | |
| 2 1 | 1 特定事象発生情報等の連絡 (1) 原子力事業者からの特定事象発生 通報があった場合 | |
| 2 1 | 2 応急対策活動情報の連絡 (1) 特定事象発生後の応急対策活動情 報、被害情報等の連絡 | |
| 2 1 | (2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急 対策活動情報、災害情報の連絡 | |
| 2 2 | 第3節 活動体制の確立 | |
| 2 2 | 1 県の活動体制 | |
| 2 3 | (1) 警戒本部の設置準備等 | |
| 2 3 | (4) 国及び関係町への連絡 | |
| 2 4 | 2 原子力災害合同対策協議会への出席 等 | 国の「浜岡オフサイトセンター運営要領」による会議運用の実態にあわせ修正する。 |
| 2 5 | 4 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 応援要請 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |

平成 15 年度静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案の概要

| 頁 | 項 目 | 修 正 要 旨 |
|-----|------------------------------|---|
| 2 5 | 5 自衛隊の派遣要請等 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 2 6 | 6 防災業務関係者の安全確保 (2) 防護対策 | |
| 2 6 | (3) 防災業務関係者の被ばく管理 | |
| 2 7 | 第 4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 | |
| 2 7 | 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 | |
| 2 7 | 2 災害弱者への配慮 | |
| 2 7 | 3 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 | |
| 2 8 | 4 飲食物、生活必需品等の供給 | |
| 2 8 | 第 6 節 飲料水、飲食物の摂取制限等 | |
| 2 9 | 1 飲料水、飲食物の摂取制限 | |
| 2 9 | 2 農林水産物の採取及び出荷制限 | |
| 2 9 | 3 飲料水及び飲食物の供給 | |
| 3 1 | 第 7 節 緊急輸送活動 | |
| 3 1 | 1 緊急輸送活動 | |
| 3 1 | (1) 緊急輸送の順位 | |
| 3 1 | (2) 緊急輸送の範囲 | |
| 3 1 | 第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動 | |
| 3 1 | 1 救助・救急活動及び消火活動 | |
| 3 1 | 2 医療活動等 | |

平成 15 年度静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案の概要

| 頁 | 項 目 | 修 正 要 旨 |
|-----|--|---|
| 3 3 | 第9節 住民等への的確な情報伝達活動 1 住民等への情報伝達活動 2 県内全市町村への情報伝達 3 住民等からの問い合わせに対する対応 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 3 4 | 第4章 東海地震対策 | 注意情報発表時及び警戒宣言時の対応を明確化する。 |
| 3 4 | 第2節 警戒宣言時における対策 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 3 5 | 第3節 地震災害応急対策 | 平成 1 6 年 4 月 1 日、浜岡町、御前崎町が合併し御前崎市となるため、用語を修正する。 |
| 3 5 | 第5章 原子力災害復旧対策 | |
| 3 6 | 第2節 放射性物質による汚染の除去等 | |
| 3 6 | 第5節 災害地域住民に係る記録等の作成 1 災害地域住民の記録 | |
| 3 6 | 第6節 風評被害等の影響の軽減 | |
| 3 7 | 第8節 心身の健康相談体制の整備 | |
| 3 7 | 附 則（追加） | 平成 1 6 年 3 月 3 1 日までの経過規定を定める。 |